

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書の公聴会 議事概要

- 1 日 時 令和6年3月23日(土) 10:30～11:15
- 2 場 所 甲良町公民館2階多目的ホール(甲良町在土 350 番地)
- 3 出席者 議長(環境政策課長)、公述人2名、傍聴者23名
- 4 内 容

国土交通省近畿地方整備局が、現在の国道8号のバイパスとして、彦根市から近江八幡市にかけて複数の市町にまたがる延長約23.6kmの4車線の道路を整備する事業について、標記準備書または見解書に対して環境保全の見地からの意見を述べることを希望する公述人を募集したところ、2名の方から公述の申出があった。

このため、当該2名を公述人と選定し、公聴会を開催したところ、各公述人の意見の概要は以下のとおりであった。

なお、意見の一部については、個人情報保護の観点から、個人が特定されない記述としている。

【公述人1】

私は都市計画の時も公述をさせていただきましたが、今回が公述の意見としては最終であります。今後、公に意見を申し述べることができません。私は2回で申し訳ないですが、再度公述人としてこの場に立たせていただいております。よろしくお願いいたします。

一部、話の内容は、前回の私の公述内容と重なる点がございます。これについては審査会が全く違うと思っております。県の審査会の委員に対して、私の状況や道路案に対する思いを述べるためには、前回私が述べた意見も重要になり、それが原因となって準備書に対する意見が成り立つと私は思っています。前回、ここにお集まりの方がいらっしやれば、再度同じようなことを申し述べるかもしれませんが、その点はご了解いただきたいと思っております。さっそく始めさせていただきたいと思っております。

滋賀県知事は、環境および人権を毀損するこの道路計画を白紙撤回していただきたい。そこに住んでいる地域住民の農村の生活環境、景観環境、農地環境を破壊するものであり、県土の環境と県民の健康の保持は、知事の公約ではなかったのでしょうか。国が作成したとしか思われないこの計画を環境重視、県民重視の観点、および地方自治体の独立性の重視から滋賀県知事の矜持と独立を發揮して、この計画案の撤回をしていただきたいと思っております。

以上が主なる目的でございますが、その補足説明として順次述べたいと思っております。意見としては読み上げるだけとします。15分という短い時間ですので、逐一説明すると時間を超えてしまいます。私が手元に持っております意見の要旨は、県に提出しているものです。それを一字一句違わず読み上げさせていただきます。公述の意見として捉え

ていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

当該ルート案は、下記の理由により環境影響評価に乗せるべき物件ではなく、即刻中止として白紙撤回を行っていただきたい。そもそも、当該案件の原点に戻って国道8号線の狭隘および渋滞箇所の道路拡幅での事業遂行であれば、県としては困難であるかもわかりませんが、令和7年度から着手できる予定でござひます。滋賀県では道路網は充実しており、新規の高速自動車道はいらなひと思ひております。しかし、既存の道路の状態は良好とは言へませんで、この計画に係る予算は、既存の道路の補修・修繕・道路環境整備、例えば草刈り・歩道設置に充てるべきであります。より良い県内の道路整備および保全を目指していただきたいと思ひております。今は、環境重視と地方自治体の独立が問われている時代であります。滋賀県知事におかれましては、地方自治体の矜持と独立を發揮していただきたい。土建屋的政治を行政をよしとしないていただきたい。

次は理由に入ります。

1番目、甲良町東部土地基盤整備いわゆる農業産業基盤整備でござひますが、平成6年に完了し優良農地地区として甲良町の基幹産業として再出発をした農業の農地を破壊するとんでもない物件であることとござひます。

2番、甲良町は、犬上川流域扇状地の中間地であり、農村地域の特性を有する風光明媚な自然環境・農村環境および生活環境を有してありますが、この計画道路は、甲良町東学区の自然環境・農村環境および生活環境を破壊するとんでもない物件であることとござひます。

3番、甲良町の中心地域、また役場の目の前に巨大構築物が作られ、甲良町の特性を毀損する醜悪な道路計画事業であり、この計画道路は甲良町の発展、産業振興に寄与するどころか農村地域の特性を有する風光明媚な自然環境・農村環境および生活環境を破壊することによる地域の衰退および滅びの一步になりかねない物件であることとす。

4番、事業に係る環境影響評価は、現にそこに住んでいる住民等および直接に影響される住民等の意見が重要であり、有識者等の意見は、一般的な公益を重視した意見および評価でしかありえないものでござひます。滋賀県知事に置かれましては、当該計画事業の撤回の意見答申を行っていただきたいと思ひております。

以上が、今回の環境影響評価準備書に対する意見でござひます。以上を持ちまして公述意見書といたします。

また、最初に申しましたとおり、この意見に対する詳細な原因、状況については、令和5年6月24日の公述意見書で述べさせていただいているのですけれども、それを再度審査会に認識していただきたいがために、同文をそのまま読んで、意見表明の追加項目といたします。これも原文のまま読んでいきたいと思ひます。

なお最後に、令和5年6月24日に行いました公聴会における豊郷甲良都市計画道路の決定に関する公述意見書を、今回の環境影響評価の観点から再度一読していただきたいので追加意見といたします。一読というのは、審査会委員、滋賀県知事、滋賀県職員

にという意でございませう。

今般、計画されている豊郷甲良都市計画道路3・3・1号びわこ東部幹線の決定案の甲良町内のルート案に対して、計画決定案に含まれている農地保有地権者であり、当該決定案に反対する者として、下記の観念および理由から公述意見書を提出するものであります。

① 当該計画決定案は、甲良町内、特に甲良東学区を巨大な構築物によって地区を分断および隔絶するものであり、それはとりもなおさず小さな町域であります、県下でも最も美しい純農村地域としてまとまっている甲良町域の分断を行うという、在ってはならない計画決定案であることです。

② 当該計画決定案は、甲良町総合計画に示されている優良農地保全、農村地域の生活環境および農村景観保存を破壊する計画案であるからです。優良農地保存の観念から、この物件は優良農地を破壊するものであり、安易に農地を利用する当該計画決定案は、農業者を馬鹿にした許されない暴挙であるからです。また、農村地域の生活環境および景観保存の重要性からは、看過できない最悪の計画決定案であるものです。なぜなら、甲良町役場を起点および中心とした川原の庄のなかの農村地域の景観は、甲良町の宝物であり、後世に残すべき農村地域の景観です。その生活環境および景観環境を破壊するとしか考えられない当案は、最悪の物件であるからです。また、甲良町行政を馬鹿にした最悪の物件でもあるからです。農地及び農村地域の生活・景観環境を守ってきた先達および先輩たち（町行政者、農業者および町民）の現在までの努力を貶める最悪の計画決定案であり、これを許したならば甲良町の歴史に一大汚点を残す事案となるものであるからです。

③ 当該計画決定案は、甲良町の地域の発展および経済的利益の永続的な増進に寄与する要素が殆んど期待できない代物であることです。道路の役割の一端として地域の発展および経済的利益の永続的な増進に寄与することがございませうが、この道路は、甲良町にとっては、まったくの通過道路でしかなく、また他方、当該敷地の固定資産税等の減少、農村景観破損による将来の観光収入期待の減損、地区分断による人口減少増加の加速等の予見まで招来させるなど、甲良町にとっては、最悪の施策であるとしか言いようがない物件であることです。

④ 上記の観念から当該計画決定案は、甲良町にとっては、乱開発の最たる物件であり、滋賀県知事が表明している地域の「健康」からは、最も遠い「最悪の不健康」な計画決定案と言わざるを得ず、甲良町民として忸怩たるものがあり容認できないものであります。

以上のように、甲良町にとって百害あって一利もない当該計画決定案に反対します。計画案の撤回をしてください。

以上ですが、追加説明がございませうのでそれも述べさせていただきます。

① 私たちの町「せせらぎ遊園の町」は、日本の農村の伝統的田園景観を今も残して

います。伝統・文化および農村生活を、住民と行政が協同で築いてきた町の良さを誇りとし、大切に守り育ててきましたし、今後も継続しなければなりません。この計画決定案は、地域社会を、特に甲良東学区を巨大な壁で分断し、ブロック化することで、地区の一体性を壊し、毀損さしてしまいます。地区の一体性は、平地で地区全体が見渡せるということは、非常に大切なことであります。

②・1で申し述べました甲良東学区の中で、特に優良農地を壊されるのは北落地区であり、又、特に農村地域の生活環境および地区景観を壊されるのは、古川、横関および法養寺地区であります。この計画決定案は、甲良町の座敷に巨大道路が通る様なものであります。こんな言葉を聞きました。「甲良町は、宅地開発ができない地区である」と言った不動産業者の言葉は、甲良町行政等に対する誉め言葉であると思っております。今後も、乱開発等に対しては、甲良町行政等には頑張ってもらいたいし、期待もしております。一度失った物は、元に戻らないし、二度と取り戻すことはできないものであります。

③ 追加説明は、ございません。

④ 滋賀県は、甲良町の一部の地区および田園を食い荒らしてどうするつもりであるのでしょうか。美しい農村の伝統的田園景観を都市周辺の普通の町に転落させたいのでしょうか。甲良町の各種基本計画である、総合計画、国土利用計画等を情報収集し、検討しているのであれば、この様な決定案は出てこないのではないのでしょうか。単純に鉛筆を舐めて線を引いたとしか思われません。甲良町を困らせないでいただきたい。甲良町に寄り添った計画に直していただきたい。甲良町の農村の伝統的田園景観を保存し、壊さないでいただきたい。そして、この計画案は、滋賀県都市計画基本方針、第三次滋賀県道路整備マスタープランの基本理念および書かれている内容から逸脱した計画案であると言わざるを得ない案件であります。これは回答で基本的に否定されております。

滋賀県知事は、環境および人権を毀損するこの道路計画を白紙撤回していただきたい。そこに住んでいる地域住民の農村の生活環境、景観環境、農地環境を破壊するものであり、県土の環境と県民の健康の保持は、知事の公約ではなかったのでしょうか。よろしく願いいたしたい。

以上でございます。

【公述人2】

私は五個荘奥町に住んでおります。よろしく願いいたします。今回の幹線道路に対して、昨年9月26日から11月14日までに環境保全の見地から意見を求められておりましたので、都市計画課に意見書を提出させていただきました。見解書の内容は県のホームページに掲載されているようであります。それに都市計画決定権者の見解が述べられています。私が県の都市計画課に述べたことは、私の個人的な意見でござ

いまして、事業計画のことに付いて述べさせていただきます。たくさんの意見が出ているようでした。見せていただいたが、騒音、振動、日照阻害あるいは景観のほか、私も述べさせていただいた事業計画についての意見等が色々出ていました。都市計画決定権者の見解を読ませてもらいましたが、私はピンと来ないし、納得もしておりません。今回、琵琶湖環境部の環境政策課でも公聴会を開くということで、意見を求められておりましたので、事業計画の意見に補足する形で、違う観点で追加の意見を述べさせていただきますため、環境政策課に公述申出書を提出いたしました。その時に、環境政策課から公聴会に出席して意見を述べて欲しいということで、県から公述人に選定されまして、誰か代読していただければとも思いましたが、このような機会をいただいて私が意見を述べようということで出席させていただきます。

新たな部分のみ説明をさせていただきます。意見書として提出しているものをそのまま簡潔に読ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、昨年に提出したものと同じですが、予定ルートおよび工法に関して変更を求める立場で意見を述べさせていただきます。今回の意見書は昨年11月14日付で都市計画課に提出した意見書の続きとして提出するに至った内容です。予定ルートおよび工法に関して変更を求めることは同じであります。読ませていただきます。

私は五個荘奥町に住んでおります。五個荘奥町周辺における本件道路事業計画の予定ルートは、関電の鉄塔送電線、特別高圧送電線ですが、これがおよそ東西に通っている関係で、当該幹線道路は、この関電の鉄塔送電線の交差を避けるために、五個荘奥町の集落内に食い込むような形で通ることになっているわけです。関電の鉄塔がなければ奥町に食い込むことはなかったと思います。しかも奥町と木流町の間には近江鉄道が通っていますが、この近江鉄道とこの幹線道路が交差するので、地上高さ5メートル程度の高架道路となる予定となっております。

この道路の環境影響評価に関して、私自身が非常に気になっていることがあります。それは道路を走行する自動車です。幹線道路ですので自動車の大群となると思われます。自動車のタイヤからの摩耗粉じんによる当該道路近隣住民への重大な健康被害の発生リスクが非常に高いと懸念されます。このことはEUでも既に規制に乗り出す予定があるということが報じられています。日本でも集落近辺にある幹線道路や高架道路からのタイヤの摩耗粉じんによるマイクロプラスチックのPM2.5クラスの粉じんが、飛散して舞い上がって、空気中に浮遊すれば、その空気を吸引することによって肺がん等に罹患するリスクが非常に高くなります。ドイツやイギリス等の世界中の研究者によってこういうことは明らかになっております。集落近辺の幹線道路や高架道路の新規建設はなるべく避けなければならない。そういうような環境があると思います。集落近辺の幹線道路を今後検討される場合は、地下トンネル道路にする等の方法を講じないと健康被害が出てくるということがありますので、それらの対策が必須となります。今回、五個荘奥町周辺の幹線道路や高架道路の予定は、私としては

白紙撤回していただいて、他のルートを検討してもらうことが必要であろうし、そうすべきであると思っています。

予定ルートの変更が難しければ、昨年述べた様々な方の意見も踏まえ、それを勘案すれば地下トンネル道路にする以外は方法はないものと考えていただきたい。これは私が住んでいる五個荘奥町周辺のことを申し上げているので、他の集落のことはその集落で考えていただくべきだと思います。

また、マイクロプラスチックの危険性に関して、計画予定の幹線道路においては、マイクロプラスチックの危険性が非常に高く、特にPM2.5クラスの粉じんは、人が吸い込めば肺がん罹患するリスクが高いです。これははっきりと研究されているので明らかになっているようです。自動車の走行する際のタイヤの摩耗等による粉じんが非常に問題になってきています。タイヤの摩耗による健康や環境への悪影響があるので、奥町集落に食い込むようなルートはあり得ないと考えております。この問題は先ほど申し上げたとおり、ドイツを始め世界でも研究が重ねられていると思いますし、日本の科学者らの間でも研究がなされていると思っています。

次に自動車走行時のタイヤ摩耗等による粉じんですが、マイクロプラスチックの発生量としては、無くそうと言われているレジ袋やストロー、ペットボトルと比較してもダントツに多いそうです。これが普段あまり問題にはされていないようですが、車社会であるから議論にはならないのかもしれませんが、マイクロプラスチックの粉じん特にPM2.5よりも粒子の細かいものを吸い込むと、人間の肺胞の奥まで入ってしまいます。そうすると時間とともに肺がんのリスクが非常に高くなります。

今後のことですが、この幹線道路の建設は少なくとも集落から200メートル位離れないと安全だとは言えないと思います。このことも十分検討して今後の計画をしていただきたいと思っています。以上が私の主張です。

【以上】

令和6年3月27日

議長

吉田 亮

(滋賀県環境影響評価条例施行規則第21条第2項の規定に基づく署名)